

利用上の注意

商業統計調査は、統計法（昭和22年法律第18号）に基づく「指定統計調査」（指定統計第23号）であり、商業統計調査規則（昭和27年通商産業省令第60号）によって実施されています。

1. 集計対象

この統計表は、平成9年6月1日現在で実施した平成9年商業統計調査に用いた調査区に所在する小売業を営む商店について、「立地環境特性区分の定義」により特性付けを行って再集計したものです。

2. 立地環境の特性区分及び定義

立地環境特性は、原則として都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づいて、区分及び定義を設定しています（別表参照）。

なお、平成9年調査において、立地環境特性区分の一部見直しを行っています。

立地環境の区分の変更点は、次のとおりです。

- ① 「商業集積地区」の内訳として、新たに「駅周辺型」、「市街地型」、「住宅地背景型」、「ロードサイド型」及び「その他」の5区分を設けることとします。
- ② 従来区分の「住宅地区」と「住宅団地地区」を統合し、「住宅地区」とします。
- ③ 従来区分の「農漁山村・その他地区」を「その他地区」に名称変更します。

3. 主な用語の説明

(1) 商店

一定の場所で、主として個人消費用又は家庭消費用の商品を販売する事業所をいいます。

(2) 従業者

平成9年6月1日現在で、主としてその商店の業務に従事している者をいい、個人事業主及び無給家族従業者、会社及び団体の有給役員を含む常時雇用従業者（平成9年4月、5月の2か月間に、それぞれの月に18日以上雇用され、調査日現在も雇用されている臨時及び日雇の者を含む）をいいます。

(3) 年間販売額

平成8年6月1日から平成9年5月31日までの1年間の商品販売額をいい、消費税額を含みます。

(4) その他の収入額

平成8年6月1日から平成9年5月31日までの1年間の修理料、仲立手数料、製造業出荷額、サービス業収入額等、商品販売額以外の収入額を合計したものをいいます。

(5) 商品手持額

平成9年6月1日現在で、商店が販売する目的で保有しているすべての手持商品の金額をいいます。手持商品の評価は、原則として仕入原価によります。

(6) 売場面積

平成9年6月1日現在で、商店が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積をいいます。ただし、牛乳小売業、自動車（新車・中古）小売業、建具（製造・非製造）小売業、畳（製造・非製造）小売業、ガソリンスタンド及び新聞小売業に属する商店、また、店頭での販売がない訪問販売、通信・カタログ販売など売場面積のない商店も除きます。

(7) 商品販売形態

① 店頭販売

店頭で商品を販売した場合をいいます。

② 訪問販売

セールスマン等が家庭などを訪問して商品を販売した場合をいいます。

③ 通信・カタログ販売

カタログ、テレビ、ラジオ等の媒体を用いてPRを行い、消費者から郵便、電話、銀行振込などの通信手段による購入の申し込みを受けて商品を販売した場合をいいます。

④ 自動販売機による販売

商店が管理している自動販売機で商品を販売した場合をいいます。

⑤ その他

生活協同組合の「共同購入方式」、新聞、牛乳などの「月極販売」及び上記①～④以外の販売形態で商品を販売した場合をいいます。

(8) 来客用駐車場

平成9年6月1日現在で、来客者の自動車を一時的に保管できる場所をいいます。

① 専用駐車場

自己所有又は契約等により、その商店が単独で使用できる来客用の駐車場をいいます。

② 共用駐車場

他の商店等と共用で使用しており、その商店が単独で使用できる区画が明確になっていない来客用の駐車場をいいます。

③ 収容台数

満車の状態で収容できる台数をいい、一日の延収容台数ではありません。

(9) 都市人口規模

自治省行政局発行の「住民基本台帳人口要覧」（平成9年3月31日現在）に基づき、全国の市町村を規模別に区分したものです。

4. 記号及び注記

(1) 年間販売額、その他の収入額及び商品手持額の数値については、四捨五入の関係で積み上げた数値とその合計値は必ずしも一致しません。

(2) 売場面積1㎡当たりの年間販売額は、売場面積を持つ商店についてのみ算出しています。

(3) 第10表「商業集積地区（商店街）の都道府県別、市区町村別の商店街数、商店数、従業者数、年間販売額、売場面積」については、商業集積地区内で商店数が多かったり、少なかったりする場合があります。

概ね一つの商店街を一つの商業集積地区としていますが、

① 本統計表は飲食店及びサービス業が含まれないため（小売業を営む商店のみ集計）、商店数が少なくなっている場合があります。

② 商店街が入り組んでいるような場合は、二つ以上の商店街をまとめて商業集積地区を設定しているため、商店数が多くなっている場合があります。

(4) この統計表中、「—」は該当数値なし、「0」及び「0.0」は四捨五入による単位未満、「▲」はマイナスの数値を表しています。「x」は1又は2の事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れる恐れがあるため秘匿した箇所ですが、3以上の事業所に関する数値であっても、1又は2の事業所の数値が前後の関係から判明する箇所も同様としています。

5. 詳細情報の閲覧

本統計表には、第1表～第9表、第10表の一部及び第11表までを掲載しています。集計結果の量が膨大で、刊行物としての公表が困難な第10表及び第12表～第13表の詳細情報は、CD-ROMに記録したものをパーソナルコンピュータの画面に表示する方法により、次の場所で閲覧することができます。

(1) 閲覧場所

- ・ 通商産業大臣官房調査統計部商工統計課
〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号 通商産業省別館10階
電話 (03) 3501-9945、9929 (ダイヤルイン)
- ・ 財団法人 通商産業調査会経済統計情報センター
〒104-0061 東京都中央区銀座二丁目8番9号 木挽館銀座ビル
電話 (03) 3535-5348

(2) 詳細情報の内容

① 第10表

「商業集積地区(商店街)の都道府県別、市区町村別の商店街数、商店数、従業者数、年間販売額、売場面積、大規模小売店舗(第一種大規模小売店舗)の店舗数、従業者総数、年間販売総額、売場総面積及び大型小売店(売場面積が500㎡を超えて、第一種大規模小売店舗を除く商店)の商店数、従業者数、年間販売額、売場面積」

② 第12表

「商業集積地区(商店街)ごとの産業分類小分類別の商店数(従業者規模別、売場面積規模別)、従業者数、売場面積、年間販売額、販売効率(1商店当たり、従業者1人当たり、売場面積1㎡当たりの年間販売額)」

③ 第13表

「商業集積地区(商店街)ごとの業態分類別の商店数(従業者規模別、売場面積規模別)、従業者数、売場面積、年間販売額、販売効率(1商店当たり、従業者1人当たり、売場面積1㎡当たりの年間販売額)」

6. その他の注意事項

(1) この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「通商産業大臣官房調査統計部 平成9年 商業統計表 立地環境特性格別統計編(小売業)」による旨を明記してください。

(2) この統計表についての照会等は、下記までお願いします。

〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号
通商産業大臣官房調査統計部商工統計課
電話 (03) 3501-9945、9929 (ダイヤルイン)

本統計表は再生紙を使用しております。